

鳥取県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-1地先まで	平成25年3月29日
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目2-1地先まで	〃
大坪隼停車場線	八頭郡八頭町大坪字万蔵123-1地先から同町山路字堂前8-3地先まで	〃